農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜	第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜
、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の	、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の
各号のいずれにも該当するものをいう。	各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。
一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの	一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われている	二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われている
もの	<b>もの</b>
2 この法律において「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物	(新設)
のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると	
認められるものであって、我が国における生産条件と外国における生産	
条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定め	
るものをいう。	
3 この法律において「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物	(新設)
のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるもの	
として政令で定めるものをいう。	
4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者	2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者
をいう。	をいう。
一 次のいずれかに該当するものであること。	一次のいずれかに該当するものであること。

条第一項に規定する認定農業者イー農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三

者
ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農口

る要件を満たすものに限り、法人を除く。)

本その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人とな用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人とな農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団

二·三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するもの第三条。政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象

とする。

面積に応じて交付する交付金 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付

令で定める基準に適合するもの 対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省 外の場所で規定する認定農業者であって、その耕作の業務の規模が 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三

(新設

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団 で農林水産省令で定める基準に適合するもの で農林水産省令で定める基準に適合するもの で農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)であって、その耕作の る要件を満たすものに限り、法人を除く。)であって、その耕作の で農林水産省令で定めると見込まれること、農業経営を営む法人とな で農林水産省令で定める基準に適合するもの

二·三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象をする。

の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところに業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者) 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農

- 物の品質及び生産量に応じて交付する交付金二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産
- の収穫量を考慮して定めるものとする。
  正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たり
  3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補 3
- 4 乗じて得た金額を合算した金額から、 産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ という。)に、 以下「品質区分」という。 正 第 を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう 対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分 項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、 その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農 )別の数量当たりの単価 調整額 (同項第一号の交付金の金 (以 下 生産条件不利補 「数量単価
- 需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。 の収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たり 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補

以下同じ。

を控除して得た金額とする。

5

ころにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付より生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めると

金

- 生産量に応じて交付する交付金 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び
- じて得た金額を合算した金額とする。その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗ついての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物に

慮して定めるものとする。の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物

4 金額とする として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した 分」という。 についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分 その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量 第一項第二号の交付金の金額は、 )別の数量当たりの単価 対象農業者ごとに、 (以 下 「数量単価」 特定対象農産 (以下「品質区 という。 こに 物

して定めるものとする。に特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びの種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並び数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物

業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 の農林水産省令を制定し、若しくは改正しようとするときは、食料・農7 農林水産大臣は、面積単価等を定め、又は調整額の算定に係る第四項

図ることを旨としなければならない。

8 (略

第四条 み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。 てその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積 係る収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であっ 緩和対象農産物を生産する対象農業者 として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額 」という。)が、 定めるところにより対象農業者ごとに算出した額 ける収入減少影響緩和対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で 以下 (収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付) 政府は、 「標準的収入額」という。)を下回った場合には、 毎年度、 収入減少影響緩和対象農産物に係る標準的な収入の額 予算の範囲内において、当該年度の前年度にお (収入減少影響緩和対象農産物に (以下「前年度収入額 収入減少影響

い。

(では、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象と、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象の、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象の、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象の、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象の、) を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象の、) を定めるに対している。

農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業

7

8 (略)

第四条 交付するものとする。 基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める 緩和するため、対象農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和 を下回った場合には、 により対象農業者ごとに算出した額 対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところ り対象農業者ごとに算出した額(以下「前年度収入額」という。)が、 ける対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところによ (収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付) 政府は、 毎年度、 これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を 予算の範囲内において、当該年度の前年度にお (以下「標準的収入額」という。)

2 •

略

巛部分は改正部分	(傍線
は改正部	部
部	は
	部

改正案	現行
(国庫納付金)	(国庫納付金)
第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に	第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に
掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交	掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交
付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定め	付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定め
て通知する金額を国庫に納付しなければならない。	て通知する金額を国庫に納付しなければならない。
一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のため	一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のため
の交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第	の交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第
一項各号に掲げる交付金(てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基	一項各号に掲げる交付金(てん菜の期間平均生産面積(同項第一号に
づいて算定される部分に限る。)	規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。)又は品質及
	び生産量に基づいて算定される部分に限る。)
二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付	二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付
金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金(でん粉の製	金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金(でん粉の製
造の用に供するばれいしょの作付面積又は品質及び生産量に基づいて	造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又は品質及び生産量に
算定される部分に限る。)	基づいて算定される部分に限る。)